

令和元年 9 月 2 日（月）からスタート！

性的少数者のカップルが、互いを人生のパートナーと宣誓した事実を市長が証明する

「長崎市パートナーシップ宣誓制度」

パートナーシップ宣誓制度とは？

◆制度の目的◆

長崎市では、どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められるよう、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築する必要があることから、性的少数者のカップルのお二人が、その関係性を市長に対して宣誓した事実を証明することで、多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことを目的としています。

◆利用対象者◆

一方又は双方が性的少数者のカップルを対象にしています。

具体的には、戸籍上同性のカップルに限らず、同性カップルの中には、一方がトランスジェンダー（性同一性障害など）であることにより戸籍上は異性のカップルという例もあるため、様々なケースの性的少数者のカップルが対象となります。

◆制度の効果◆

この制度は、法律上の婚姻とは異なります。そのため、相続や税制面など法律上の効果はありませんが、性的少数者のカップルがありのままの姿で社会の一員として認められるよう、長崎市がその関係を尊重し、社会生活上の支障を軽減しようと支援することは、性の多様性が尊重される社会の実現に向けたひとつのステップとして意義があることです。

長崎市の行政サービスで手続きが可能になるものや、民間事業者の顧客向けサービスや従業員への福利厚生面において可能な事例も少しずつ増えてきています。制度の認知や理解がもっと広まることで、可能な手続きが増えていくものと考えています。

ことばの解説

性的少数者

一般的に戸籍上の性と性自認(自分が認識する性別)が一致し、性的指向(恋愛の対象)が異性であることが典型とされるが、この典型に当てはまらない人。

性的少数者のカップル

レズビアン(女性同性愛)カップル、ゲイ(男性同性愛)カップルなど。

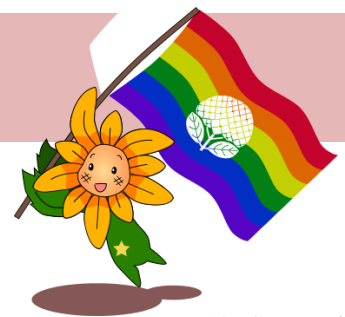
パートナーシップ関係

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的・物理的・精神的に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である二人の関係。

LGBT

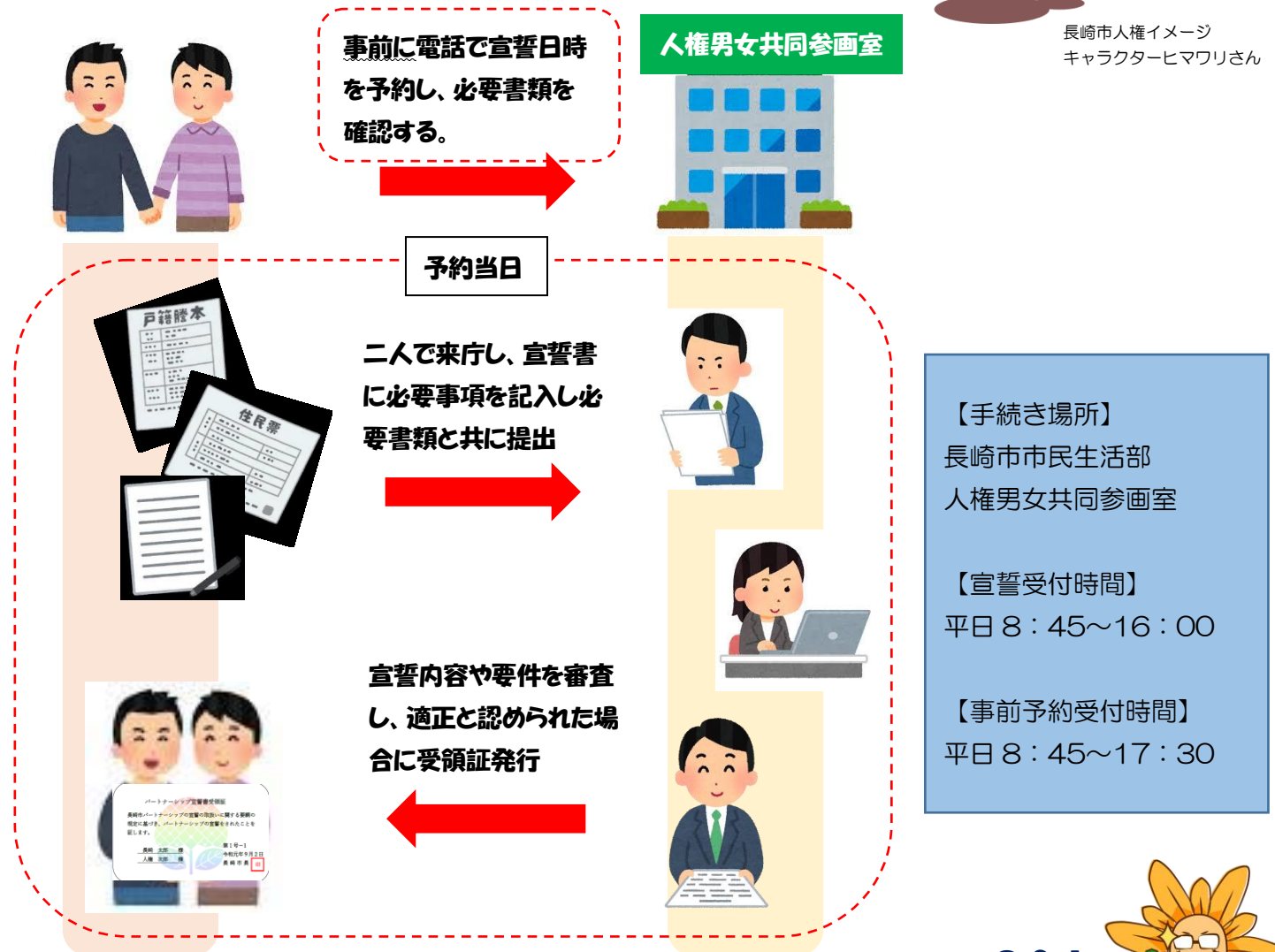
L:レズビアン/女性同性愛者、G:ゲイ/男性同性愛者、B:バイセクシュアル/両性愛者、T:トランスジェンダー/心と体の性が一致しない人

手続き方法



長崎市人権イメージ
キャラクターヒマワリさん

宣誓から受領証交付までのながれ



Q&A



Q1 制度を利用したいのですが、人に見られない場所で手続きすることはできますか？

A1 個室での対応を希望の方は、予約時にお伝えいただければ対応できます。

Q2 宣誓書受領証の発行は申請後すぐにできますか？

A2 添付書類がすべて揃っていて、宣誓が適当と認められる場合は即日発行できます。ただし、作成に一定の時間がかかりますのでご了承ください。

Q3 郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

A3 職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人で来庁してください。

Q4 転入予定ですが、転入前に手続きができますか？

A4 転入予定のかたは、一旦仮の受領証をお渡しします。所定の期間内に転入手続き(転入日から14日以内)を終え、住民票の写しを提出された後に正式な受領証と交換します。

Q5 費用はどのくらいかかりますか？

A5 宣誓書受領証の発行に費用はかかりませんが、添付書類の戸籍や住民票の発行手数料はかかります。

長崎市パートナーシップ宣誓制度のお問い合わせはこちら

長崎市市民生活部人権男女共同参画室 〒850-0874 長崎市魚の町5番1号(市民会館7階)

電話 095-826-0026 FAX 095-826-0062

E-mail jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp